



## 契約概要一ご契約前に特にご確認いただきたい重要なこと

## チューリッヒの「スーパー二輪自動車保険」

この「契約概要一ご契約前に特にご確認いただきたい重要なこと」は、ご契約に際しご契約者にとって不利益な事項などを含め、保険商品の内容をご理解いただくために特に重要な事項をわかりやすくご説明したものです。ご契約の前に必ず内容をご確認ください。ご契約後も大切に保管くださいますようお願いいたします。本書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては保険約款を十分にご確認ください。

※ご契約者と記名被保険者が異なる場合は、この書面に記載の内容につき記名被保険者の方にも必ずご説明ください。

保険に関するご質問や商品内容について、  
ご不明な点がございましたら当社カスタマー  
ケアスタッフまでお問合わせください。

はじめての方

### 0120-819-212

受付時間：午前9時～午後8時 ※土日祝は午後5時まで  
※年末年始などは変更させていただく場合がございます。

ご契約者の方

### 0120-790-819

受付時間：午前9時～午後8時 ※土日祝は午後5時まで  
※年末年始などは変更させていただく場合がございます。

## 1 商品の仕組みについて

「スーパー二輪自動車保険」は、年齢別、地域別、車両使用目的および年間予定走行距離などの危険率を当社独自の基準で保険料に反映させた二輪自動車保険で、対人賠償、対物賠償、人身傷害、搭乗者傷害等に対して補償する保険です。

### ■ご契約の対象について

●対象の契約者…原則として個人(お車を10台以上所有のフリート契約者を除く)

●対象となるお車…二輪自動車を対象です。使用目的(有償で貨物を運送する)等によりお引受けできない場合があります。また、車両保険はお引受けできません。

※二輪自動車とは、排気量が125cc超または定格出力が1.00kw超 (注)側車付きの場合、排気量が50cc超または定格出力が0.6kw超

## 2 補償の内容について

### 《相手方への補償》

■**対人賠償保険** 自動車事故で歩行者、相手の車に乗っていた人、ご契約の二輪自動車に乗せていた人など、他人を死傷させて法律上の損害賠償責任を負った場合の損害に対して、自賠責保険等の支払い額を超える部分について、保険金をお支払いします。

#### <お支払いする保険金>

●**対人賠償保険金**…被害者1名につきご契約の保険金額を限度にお支払いします。1回の事故による総支払額には制限がありません。被害者が複数の場合でも、それぞれの被害者に、ご契約の保険金額を限度として保険金をお支払いします。

●**臨時費用保険金**…対人事故に伴って発生する被害者への見舞品代、香典等の臨時費用として被害者1名につき、死亡の場合10万円、入院20日以上の場合2万円をお支払いします(対人臨時費用条項)。

#### <保険金をお支払いできない主な場合>

●保険契約者、記名被保険者等の故意によって生じた損害

●地震もしくは噴火またはこれらによる津波、台風、洪水または高潮によって生じた損害

●以下の者に対する賠償責任

a) 記名被保険者 b) 被保険二輪自動車を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子 c) 被保険者の父母、配偶者または子 d) 被保険者の業務(家事を除く)に従事する使用人

●記名被保険者の承諾を得ない者の被保険二輪自動車を運転中の対人事故

●自動車修理業者等自動車取扱業者が業務として受託した被保険二輪自動車を運転中の対人事故

●被保険二輪自動車を競技、曲技もしくは試験のために使用すること、または被保険二輪自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用することにより生じた損害

●被保険二輪自動車に危険物を業務として積載すること、または被保険二輪自動車に危険物を業務として積載した被牽引自動車を牽引することにより生じた損害

■**対物賠償保険** 自動車事故で相手の車、自転車、電車、家屋、商品、衣服、ガードレール、街灯、動物など、他人の財産を破損し、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

#### <お支払いする保険金>

●**対物賠償保険金**…1回の事故につき、ご契約の保険金額を限度として保険金をお支払いします。

※保険金額が無制限の場合であっても、事故によって生じる法律上の損害賠償責任額がお支払いの限度額となります。例えば、相手方の財物の時価額を超える修理費用が発生した場合、時価額に過失割合を乗じた額が損害賠償責任額(お支払いの限度額)となります。

#### <保険金をお支払いできない主な場合>

●保険契約者、記名被保険者等の故意によって生じた損害

●地震もしくは噴火またはこれらによる津波、台風、洪水または高潮によって生じた損害

●以下の者が所有、使用、管理する財物に対する賠償責任

a) 記名被保険者 b) 被保険二輪自動車を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子 c) 被保険者またはその父母、配偶者もしくは子

●記名被保険者の承諾を得ない者の被保険二輪自動車を運転中の対物事故

●自動車修理業者等自動車取扱業者が業務として受託した被保険二輪自動車を運転中の対物事故

●被保険二輪自動車を競技、曲技もしくは試験のために使用すること、または被保険二輪自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用することにより生じた損害

●被保険二輪自動車に危険物を業務として積載すること、または被保険二輪自動車に危険物を業務として積載した被牽引自動車を牽引することにより生じた損害

【**争訟費用のお支払いについて**】対人賠償保険および対物賠償保険における損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士費用等について、保険金額とは別枠で当社の承認した費用をお支払いします。

■**他の二輪自動車を運転している場合** 記名被保険者、記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族、記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子が、他人の所有する二輪自動車を借りて運転中に事故を起こした場合、他車運転賠償責任条項が適用され、対人(臨時費用を含む)、対物事故について補償します。借用二輪自動車に保険契約がある場合であっても、本条項が優先して適用されます(レンタカーの場合を除く)。

●自損事故傷害補償特約、無保険車傷害補償特約が付帯されている場合には、それぞれ他車運転自損事故条項、他車運転無保険車傷害条項が適用されます。

●当社人身傷害保険は被保険自動車搭乗中に限られますので、借用二輪自動車など、他の二輪自動車搭乗中の傷害に関しては補償の対象となりません。

●借用二輪自動車自体の損害については補償の対象外となります。

●ご契約のお車の所有者および記名被保険者が個人の場合に適用されます。法人の場合には適用されません。

●記名被保険者、その配偶者またはそれらの同居の親族が所有または常時使用するお車は対象となりません。

●記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子が、所有または常時使用するお車を別居の未婚の子自らが運転者として運転中の事故は対象となりません。

### 《ご自身や家族、同乗者への補償》

■**人身傷害保険** ご契約の二輪自動車に搭乗中の事故で死傷した場合、または後遺傷害を被った場合に被保険者1名につき保険金をお支払いします。

#### <お支払いする保険金>

●**人身傷害保険金**…ご契約の保険金額の範囲で、別に定める損害額算定基準により算定した保険金をお支払いいたします。

※相手からの賠償金や労働者災害補償制度によって損害を補償するための給付が受けられる場合には、原則としてその給付額を差し引いてお支払いします。(社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を除きます)

※当社には、重度の後遺障害が生じ、かつ、介護が必要と認められる場合に保険金額の2倍を限度に保険金をお支払いする条項はございません。

●**臨時費用保険金**…保険金請求者が臨時に必要な費用として、被保険者が死亡した場合10万円、入院20日以上の場合2万円をお支払いします。

●**訴訟費用等**…相手方に賠償請求できる部分を除いた金額のみを当社に請求する場合で、相手方に対する賠償請求について争訟が生じたときには、被保険者が当社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用をお支払いします。

<保険金をお支払いできない主な場合>

- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害  
※後記、地震等による死亡一時金特約<地震・噴火・津波による被保険者死亡一時金支払特約>をご付帯いただくことで被保険者死亡一時金(300万円)をお支払いすることができます。
- 被保険者が正当な権利を有する者の承諾を得ないでご契約の二輪自動車に搭乗中に生じた損害
- 無資格運転または**酒に酔って(酒気帯び運転またはこれに相当する状態)**もしくは麻薬等により正常な運転ができないおそれのある状態で運転している場合に生じた損害
- 被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害
- 被保険二輪自動車を競技、曲技もしくは試験のために使用すること、または被保険二輪自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用することにより生じた損害
- 被保険二輪自動車に危険物を業務として積載すること、または被保険二輪自動車が危険物を業務として積載した被牽引自動車を牽引することにより生じた損害

■**搭乗者傷害保険** 本人や家族、友人、知人など、ご契約の二輪自動車に搭乗中の方が、事故によって死傷した場合に被保険者1名につき保険金をお支払いします。

<お支払いする保険金>

<死亡の場合>

●**死亡保険金**…事故発生の日からその日を含めて180日以内に死亡したときは、1名につき保険金額の全額をお支払いします。ただし、下記の後遺障害保険金をすでにお支払いしている場合には、後遺障害保険金を差し引いて、その残額をお支払いします。

<後遺障害の場合>

●**後遺障害保険金**…事故発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合には、後遺障害等級に応じて1名につき保険金額の4%~100%をお支払いします。

●**重度後遺障害特別保険金/重度後遺障害介護費用保険金**…重度の後遺障害が生じた場合や、将来介護が必要な後遺障害が生じた場合等、一定の条件を満たした場合にお支払いします。

搭乗者傷害医療保険金支払額表

部位 症状	部位					
	頭部	顔面部	頸部	胸部 腹部 背部 腰部	上肢部 (手指を含む)	下肢部 (足指を含む)
骨折または脱臼	45万円	15万円	60万円	15万円	15万円	25万円
打撲、擦過傷、挫傷、捻挫 もしくは熱傷ⅠまたはⅡ	10万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円
欠損または切断	—	10万円	—	—	30万円	80万円
挫創、挫滅創、切創 もしくは熱傷ⅢまたはⅣ	10万円	10万円	5万円	10万円	5万円	5万円
神経、筋または腱の損傷、断裂	110万円	10万円	80万円	90万円	35万円	15万円
内出血または血腫	65万円	20万円	—	—	—	—
胸部もしくは腹部または臓器 の破裂もしくは損傷または 眼球の破裂もしくは損傷	—	60万円	—	40万円	—	—
その他	35万円	15万円	20万円	10万円	20万円	15万円

注:熱傷Ⅰ、Ⅱ、ⅢおよびⅣとは以下のものをいいます。  
熱傷Ⅰ…紅斑/熱傷Ⅱ…水泡、びらん、潰瘍/熱傷Ⅲ…壊死/熱傷Ⅳ…炭化

<傷害の場合>

●**医療保険金**…傷害の部位と症状の組み合わせにより、右表の「搭乗者傷害医療保険金支払額表」に定める保険金を医療保険金として、死亡または後遺障害保険金とは別枠でお支払いします。ただし、事故発生の日からその日を含めて180日以内の医師による治療のための入院、もしくは通院の合計日数が5日以上の場合に限ります。また、同一事故により生じた傷害の部位および症状が、右表の複数の項目に該当する場合、それぞれの金額のうち、もっとも高い金額を医療保険金としてお支払いします。

※後遺障害保険金または重度後遺障害特別保険金/重度後遺障害介護費用保険金は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき認定して、支払います。

※1回の事故に基づく傷害に対する医療保険金は、死亡または後遺障害保険金とは別枠でお支払いします。

※骨折等の傷害を被った場合で、その部位(当社が別に定めた箇所をいいます)を固定するために、医師の指示によりギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレまたはシーネを常時装着したときは、その日数を通院日数に含めます。

※右表の「搭乗者傷害医療保険金支払額表」の中の「内出血または血腫」は、皮下血腫を除きます。

<保険金をお支払いできない主な場合>

- 被保険者の故意または重大な過失によって生じた傷害
- 無資格運転または酒に酔って(酒気帯び運転またはこれに相当する状態)もしくは麻薬等により正常な運転ができないおそれのある状態で運転中に生じた傷害
- 被保険者が、正当な権利を有する者の承諾を得ないで被保険二輪自動車に搭乗中に生じた傷害
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた傷害  
※後記、地震等による死亡一時金特約<地震・噴火・津波による被保険者死亡一時金支払特約>をご付帯いただくことで被保険者死亡一時金(300万円)をお支払いすることができます。
- 被保険二輪自動車を競技、曲技もしくは試験のために使用すること、または被保険二輪自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用することにより生じた傷害
- 被保険二輪自動車に危険物を業務として積載すること、または被保険二輪自動車が危険物を業務として積載した被牽引自動車を牽引することにより生じた傷害

3 付帯できる主な特約

スーパー二輪自動車保険に付帯できる主な特約は以下のとおりです。任意にお選びいただけるオプションの特約と、ご契約条件に応じて自動的にセットされる特約があります。

■**携行品特約<携行品補償特約>(オプション)** 偶然の事故により、外出中の記名被保険者が携行している身の回り品について損害が生じた場合に、保険金額を限度として保険金をお支払いします。

※記名被保険者が携行品特約を付帯した他の保険契約等をすでにご契約の場合、同じ特約を付帯すると補償が重複することがありますのでご注意ください。

■**弁護士費用特約<弁護士費用補償特約>(オプション)** 相手自動車(原付自転車を含む)の所有、使用または管理に起因する事故で、被保険者の方が傷害、損害を受け、その損害について被保険者が相手方に対して法律上の損害賠償請求をする場合、当社の同意を得て弁護士に依頼された場合に生じる費用のうち、弁護士報酬、訴訟費用等を1回の事故につき300万円を限度としてお支払いします。ただし、車検証に「事業用」と記載されている自動車を運転している場合に発生した事故を除きます。  
※記名被保険者とそのご家族が弁護士費用特約を付帯した他の保険契約等をすでにご契約の場合、同じ特約を付帯すると補償が重複することがありますのでご注意ください。

■**ファミリーケア特別見舞金特約(オプション)** 被保険者(記名被保険者、その配偶者および記名被保険者またはその配偶者の父母または子をいいます)に対し、搭乗者傷害保険から死亡保険金または後遺障害等級第1級~第3級の保険金が支払われる場合に、その被保険者1名につき100万円を保険金請求者にお支払いします。なお、搭乗者傷害保険の付帯がないときは、本特約は付帯できません。

■**自損事故傷害特約<自損事故傷害補償特約>(オプション)** 自分の運転ミスで電柱に衝突したり、家屋に飛び込んだ等の単独事故等によりご契約の二輪自動車の所有者、運転者または同乗者が死傷し、自賠責保険等で補償されないときに保険金をお支払いします。

<お支払いする保険金>

- 死亡保険金**…1名につき1,500万円
- 後遺障害保険金**…1名につき、後遺障害等級に応じて50万円~2,000万円
- 医療保険金**…1名1日につき、入院6,000円、通院4,000円 ただし、医療保険金は、1事故につき1名100万円を限度として、平常の生活または業務に従事することができる程度に治った日までの治療日数に対してお支払いします。
- 介護費用保険金**…重度後遺障害が生じ、将来介護を要すると認められた場合で、一定の条件を満たしたときには、1名につき200万円をお支払いします。ただし、事故発生の日からその日を含めて30日以内に死亡したときにはお支払いできません。  
※骨折等の傷害を被った場合で、その部位(当社が別に定めた箇所をいいます)を固定するために、医師の指示によりギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレまたはシーネを常時装着したときは、その日数を通院日数に含めます。

<保険金をお支払いできない主な場合>

- 被保険者の故意または重大な過失によって生じた傷害
- 無資格運転または**酒に酔って(酒気帯び運転またはこれに相当する状態)**もしくは麻薬等により正常な運転ができないおそれのある状態で運転中に生じた傷害
- 被保険者が、正当な権利を有する者の承諾を得ないでご契約の二輪自動車に搭乗中の傷害
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた傷害
- 自動車修理業者等自動車取扱業者が業務としてご契約の二輪自動車を受託している間に被保険者に生じた傷害
- 被保険二輪自動車を競技、曲技もしくは試験のために使用すること、または被保険二輪自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用することにより生じた傷害
- 被保険二輪自動車に危険物を業務として積載すること、または被保険二輪自動車が危険物を業務として積載した被牽引自動車を牽引することにより生じた傷害

■他の二輪自動車を運転(乗車)している場合 記名被保険者、記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族、記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子が、他人の所有する二輪自動車を借りて運転中に単独事故を起こした場合、他車運転自損事故条項が適用され、自損事故について補償します。借用二輪自動車の保険契約がある場合であっても、本条項が優先して適用されます(レンタカーの場合を除く)。

- 借用二輪自動車自体の損害については補償の対象外となります。
- ご契約のお車の所有者および記名被保険者が個人の場合に適用されます。法人の場合には適用されません。
- 記名被保険者、その配偶者またはそれらの同居の親族が所有または常時使用するお車は対象となりません。
- 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子が、所有または常時使用するお車を別居の未婚の子自らが運転者としての運転中の事故は対象になりません。借用二輪自動車であっても、被保険者が常時使用するお車は対象となりません。

■無保険車傷害特約<無保険車傷害補償特約>(オプション) 対人賠償保険に加入していない自動車または加入していても充分な補償を受けられない自動車との事故で、ご契約の二輪自動車の運転者または同乗者が死亡したり後遺障害を被ったときに、保険金をお支払いします。

#### <お支払いする保険金>

被保険者1名につき対人賠償責任保険の保険金額と同額(対人賠償責任保険金額が無制限の場合は2億円)を限度として保険金をお支払いします。ただし、加害者が負担すべき損害賠償金のうち、自賠責保険等の保険金を超える部分についてのお支払いとなります。また、加害自動車に対人賠償保険がついている場合や、他の無保険車傷害保険等の適用がある場合は、その保険金額のうちいずれか高い額をご契約のお車の保険金から差し引いた額が限度となります。

#### <保険金をお支払いできない主な場合>

- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波、台風、洪水または高潮によって生じた損害
- 被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害
- 無資格運転または酒に酔って(酒気帯び運転またはこれに相当する状態)もしくは麻薬等により正常な運転ができないおそれのある状態で運転中に生じた損害
- 以下の者が賠償義務者である場合  
被保険者の父母、配偶者または子 使用者の業務に従事している場合の被保険者の使用者等
- 被保険者が、正当な権利を有する者の承諾を得ないでご契約の二輪自動車に搭乗中に生じた損害。ただし、当該自動車が被保険自動車以外の自動車であって、被保険者が正当な権利を有する者以外の承諾を得ており、かつ、被保険者がその者を正当な権利を有する者であると信じたことに合理的な理由がある場合を除きます。
- 自動車修理業者等自動車取扱業者が業務としてご契約の二輪自動車を受託している場合は、その二輪自動車に搭乗中に生じた損害
- 被保険二輪自動車を競技、曲技もしくは試験のために使用すること、または被保険二輪自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用することによる生じた損害
- 被保険二輪自動車に危険物を業務として積載すること、または被保険二輪自動車が危険物を業務として積載した被牽引自動車を牽引することにより生じた損害

■盗難時の臨時費用特約<二輪自動車の車両盗難時の臨時費用支払特約>(オプション) ご契約の二輪自動車が盗難にあい、警察に届け出た場合に限り、5万円をお支払いします。ただし、保険期間を通じて1回を適用限度とし、また、盗難の日から60日以内に代替車として新たに二輪自動車を取得しなければなりません。

■継続契約の取扱いに関する特約(自動セット) 継続手続きを忘れた場合であって、契約期間中に保険金請求を行っておらず保険満期日の翌日から起算して30日以内のお申込みであるなどの一定の条件\*を満たしたときは、現在の契約(前契約)の内容に従って継続されたものとみなします。※「一定の条件」につきましては、当社カスタマーケアスタッフまでお問い合わせください。

■傷害特約<日常生活家族傷害補償特約>(オプション) 急激、偶然、外来の事故による傷害を広く補償する保険で、スーパー二輪自動車保険では、記名被保険者のみを被保険者とする「本人のみ補償型」にてお取扱いしています(職業等にかかわらず、下表のとおり一律の保険料となっています)。

ご契約の二輪自動車の運行に起因する傷害を除き、被保険者が急激かつ偶然な事故により傷害を被り、その直接の結果として事故の日からその日を含めて180日以内に以下の状態になった場合、保険金をお支払いします。事故の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対してはお支払いできません。

事故発生日から180日以内の状態	お支払いする保険金	ご契約の保険金額	年額保険料
死亡した場合	死亡保険金…右記保険金額の全額をお支払いします。すでに下記の後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その額を保険金額から差し引いた残額をお支払いします。	200万円	3,890円
後遺障害が生じた場合	後遺障害保険金…後遺障害の程度に応じて、右記保険金額の3%~100%をお支払いします。	200万円	
入院した場合	入院保険金…入院等の期間1日につき、右記の入院保険金日額をお支払いします。	2,000円	
入院して手術を受けた場合	手術保険金…入院保険金を支払われる場合において、手術の種類に応じて、右記の金額をお支払いします。	上記の入院保険日額の40倍・20倍・10倍	
通院した場合	通院保険金…通院等の日数に対して、90日を限度として、1日につき右記の通院保険金日額をお支払いします。平常の生活または業務に支障がない程度になおったとき以降の通院に対しては保険金をお支払いしません。	1,000円	

※本特約は保険期間中途での付帯はできません。 ※骨折等の傷害を被った場合で、その部位(当社が別に定めた箇所をいいます)を固定するために、医師の指示によりギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーシまたはシーネを常時装着したときは、その日数を通院日数に含めます。

■対物超過特約<対物差額修理費用補償特約>(オプション) 対物賠償保険が適用される事故で、修理費用が相手自動車の時価額を超え、被保険者が超過修理費用を負担する場合には、超過分の修理費用に被保険者の過失割合を乗じた額を保険金額としてお支払いします。

ただし、事故日の翌日から起算して6ヵ月以内に相手自動車を実際に修理されたときに限ります。支払限度額は50万円または無制限をお選びいただくことができ、無制限をお選びいただいた場合は、高額な対物超過修理費用の支払いに備えることができます。

※支払限度額を上回った場合または相手自動車の新車価格を上回った場合には、当社が支払う保険金の額は、次のうちいずれか低い額となります。

- ①支払保険金の計算の結果が保険証券に記載の支払限度額を超える場合は支払限度額
- ②支払保険金の計算の結果が保険証券に記載の支払限度額以内であっても相手自動車の新車価格を超える場合は新車価格

※高額な対物差額修理費用が発生する場合について

例えば、相手自動車の年式が古い場合は、一般的に時価額が低く、損傷箇所が広範囲に及び修理費が高額になると、時価額と修理費の差額が大きくなり、対物差額修理費用が高額になることがあります。

※過失割合によっては、相手方にも修理費用の一部負担が生じます。

※被保険者と相手方双方に過失がある事故の場合、それぞれの対物損害に對物差額修理費用が発生することがあります。多くの保険会社の対物差額修理費用保険金額は50万円を上限としているため、相手方の対物差額修理費用には50万円を超える補償ができて相手方の保険からは50万円を限度とした補償になる場合があります。

■地震等による死亡一時金特約<地震・噴火・津波による被保険者死亡一時金支払特約>(オプション) 被保険者が地震・噴火・津波に起因する傷害により、その直接の結果として事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、被保険者1名につき300万円を被保険者死亡一時金として被保険者の法定相続人にお支払いします。スーパー二輪自動車保険では、記名被保険者のみを被保険者とする「本人のみ補償型」にてお取扱いしています。

※本特約は保険期間中途での付帯はできません。

※大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発せられた場合など、引受を制限させていただくことがあります。

## 4 保険期間、保険金額

■この二輪自動車保険の保険期間は1年間です。

■保険金額については、見積書、申込書等に記載の保険金額をご確認ください。

## 5 保険料の算出方法について

「スーパー二輪自動車保険」は、お客様それぞれのリスク要因を保険料に反映させた「リスク細分型二輪自動車保険」です。当社では下記項目の事故率に基づいて保険料を算出しています。また、算出基準の変更等により、無事故の場合でも継続保険料が高くなる場合があります。

■運転者の条件 3つの区分を設けました。年齢条件によって保険料が異なります(詳細は「10 ご契約に際しての諸注意」をご覧ください)。

(1)記名被保険者が個人の場合

- ①全年齢補償
- ②運転者年齢 21歳以上補償特約
- ③運転者年齢 26歳以上補償特約 (記名被保険者の年齢により保険料が異なります。30歳未満、30歳以上40歳未満、40歳以上50歳未満、50歳以上60歳未満、60歳以上70歳未満、70歳以上)

## (2) 記名被保険者が法人の場合

- ① 全年齢補償 ② 運転者年齢 21歳以上補償特約 ③ 運転者年齢 26歳以上補償特約

■ **運転される地域** 全国を7つのエリアに分けました。地域区分により保険料が異なるため、記名被保険者の住所の変更により保険料が変更になる可能性があります。

- (1) 北海道地区 (2) 東北地区 (3) 関東・甲信越地区 (4) 北陸・東海地区 (5) 近畿・中国地区 (6) 四国地区 (7) 九州地区

■ **車両使用目的** 3つの区分を設けました。ご契約の二輪自動車の使用目的の変更によって保険料に変更が生じます。

- (1) 日常使用(次の(2)(3)に該当しない場合) (2) 通勤・通学使用(年間を平均して月15日以上通勤・通学に使用する場合) (3) 業務使用(年間を平均して月15日以上業務に使用する場合) ※(2)、(3)には日常使用を含みます。 ※(2)の通学とは、以下のような「学校」への登下校(送迎を含みます)をいいます。幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校、専修学校、専門学校、各種学校(予備校、服飾学校など都道府県知事の認可を得たもの)。ただし、保育園(保育所)、介護ケアセンターなど、学校教育法に定められていないものを除きます。※有償で貨物を運搬するお車はお引受けできません。

■ **年間予定走行距離** 保険期間中(1年間)に予定されている走行距離によって5つの区分を設けました。それぞれの区分ごとの【設定の目安】を参考に設定してください。

### 【年間予定走行距離区分と設定の目安】

- (1) 3,000km未満…基本的には通勤や通学には使用せず、時々近所での買い物、週末の旅行やレジャーに使用する。1か月の走行距離は平均して200km程度。  
(2) 3,000km以上5,000km未満…基本的には通勤や通学には使用せず、主に近所での買い物や時々週末の旅行やレジャーにも使用する。1か月の走行距離は平均して300km程度。  
(3) 5,000km以上10,000km未満…近場(片道10km程度)の勤務先への通勤、学校への通学や時々週末の旅行やレジャーに使用する。1か月の走行距離は平均して700km程度。  
(4) 10,000km以上15,000km未満…近場(片道10km程度)の勤務先への通勤、学校への通学や週末はほぼ毎週のように旅行やレジャーに使用する(旅行やレジャーにはあまり使用しないが、少し離れた(片道20km超)勤務先への通勤や学校への通学に使用する)。1か月の走行距離は平均して1,000km程度。  
(5) 15,000km以上…少し離れた(片道20km超)勤務先への通勤、学校への通学や週末はほぼ毎週のように旅行やレジャーに使用する(通勤、通学、旅行やレジャーには使用しないが、業務に使用する)。1か月の走行距離は平均して1,500km程度。

※上記の目安はあくまで参考とし、設定する際は、実際の使用状況に従って設定してください。

※保険料算出の区分は、5,000km未満、5,000km以上10,000km未満、10,000km以上の3区分となります。

■ **インターネット割引** パソコンにより契約申込みがなされた保険契約には、以下のインターネット割引が適用されます。

契約区分	割引額
新規契約	1,000円
継続契約	1,000円

※なお、インターネットによる契約の引受条件に合致していないことが判明した場合はインターネット割引適用となりません。

【**保険料の改定等について**】保険料の算出基準の変更や、保険料率の変更などにより、無事故の場合でも継続保険料が高くなる場合がございます。特に影響が大きい要因は以下のようなものがあります。

- (1) 記名被保険者の年齢区分が変更となる場合  
(2) 適用される割引の種類や割引額が変更となる場合  
(3) 商品の改定や保険料算出基準の変更があった場合

## 6 保険料のお支払い方法について

保険料のお支払い方法は、下記の3つの方法があります。保険料は保険期間の初日の前日までに当社へ着金するようお支払いください。入金が遅れますと、保険期間や保険料に変更が生じること、等級継承ができないこと、事故の際に保険金をお支払いできないこと、保険契約が解除になることなどがありますのでご注意ください。

(1) **クレジットカード払い**…クレジットカード会社からクレジットカードのご利用を承認された日が、保険料の入金日となります。

●必ず保険契約者ご本人名義のクレジットカードをご利用ください。

●一括払い、複数回払い(クレジットカードによりご利用可能な複数回払いが異なります)、リボルビング払い(クレジットカードによりご利用不可能な場合があります)のお支払い方法がご利用可能です。2回以上のお支払い回数およびリボルビングをご利用の場合でも、クレジットカード会社から当社への保険料の支払いは一括払いとなり、お客様のクレジットカード会社へのお支払い総額には、各クレジットカード会社規定の手数料が付加されます。月々のお支払い額等の回数指定に関わるご質問等がありましたら、直接ご利用クレジットカード会社にお問合わせください。

(2) **金融機関からの振込み**…当社銀行口座へ入金を確認できた日が、保険料の入金日となります。

●「電信扱い」にてお振込みください。

●お振込手数料はお客様のご負担となります。

(3) **コンビニエンスストア払い**…当社が指定するコンビニエンスストアでお支払い手続きをなされた日が、保険料の入金日となります。

## 7 配当金について

当保険商品には、配当金はありません。

## 8 解約返戻金について

契約途中で解約された場合の返戻金は、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。特に満期近くで解約された場合の返戻保険料は、全くないか、あってもごくわずかとなりますので、あらかじめご了承ください。詳しくは、注意喚起情報の「5 ご契約を異動、解約される時」をご覧ください。

## 9 ノンフリート等級別割引・割増制度について

契約台数が9台以下のノンフリート契約には、前契約の保険事故の有無や件数等を保険料に反映させる等級別の割引・割増制度があります。この制度では事故の有無や件数等により継続契約の等級および事故有係数適用期間が決定されます。

● **初めて二輪自動車保険に加入する場合(前契約がない場合)**…6等級となり、ご契約の運転者年齢条件および用途・車種に応じて6A、6B、6Cの3区分に分かれます。事故有係数適用期間は0年となります。

● **当社で継続してご契約される場合、または他の保険会社等から継続してご契約の場合**…ご継続契約の場合は、前契約の等級および事故有係数適用期間を継承します。継続契約の等級は、1年間事故がないと1等級上がり、保険金の支払いを受ける事故があると1事故につき3等級下がります。前契約のご契約の事故有係数適用期間が1~6年の場合における継続契約の事故有係数適用期間は、1年間事故がないと「1年」減算され、保険金の支払いを受ける事故があると「1年」減算した後に1事故につき「3年」加算されます。前契約の事故有係数適用期間が0年の場合における継続契約の事故有係数適用期間は、1事故につき「3年」加算されます。なお、事故の種類によっては取扱いが異なります。詳しくは下表をご参照ください。

※事故有係数とは、事故があった契約を前契約(旧契約)として締結する新規契約および継続契約の等級が7等級以上の場合に適用する係数です。これにより事故のあった契約者は同じ等級の無事故契約者に比べて保険料が割増となります。

※ノンフリート等級制度の改定により、2013年10月1日保険始期以降のご契約には事故有係数適用期間が適用されます。

※2013年10月1日以降保険始期のご契約をされる際は、ノンフリート等級、事故件数の他、事故有係数適用期間のご確認が必要となります。

事故の種類	事故の内容	次年度の等級および事故有係数適用期間
① 3等級ダウン事故	下記②③のいずれにも該当しない事故。	次年度の契約で事故1件につき3等級下がります。(事故有係数適用期間は3年になります。)
② 1等級ダウン事故	「車両保険事故」で、次のいずれかの原因による事故をいいます(下記③に係る事故をとまう場合を含む)。 ●火災もしくは爆発 ●騒じょうまたは労働争議にとまう暴力行為または破壊行為 ●台風、竜巻、洪水、高潮 ●落書または窓ガラス破損(飛来または落下してきた以外の他物との衝突によって生じたものを除く) ●飛来中または落下中の他物との衝突等 ●いたずら ●上記以外の偶然な事故。(ただし、被保険自動車と他物との衝突もしくは接触または被保険自動車の転覆もしくは墜落を除く)	次年度の契約で事故1件につき1等級下がります。(事故有係数適用期間は1年になります。)
③ ノーカウント事故	●搭乗者傷害保険事故 ●人身傷害保険事故 ●弁護士費用補償特約事故 ●携行品補償特約事故 ●二輪自動車の車両盗難時の臨時費用支払特約事故 ●無保険車傷害補償特約事故 ●日常生活家族傷害補償特約事故 ●対人賠償保険の臨時費用保険金のみをお支払いした事故。 ●地震・噴火・津波による被保険者死亡一時金支払特約事故	事故件数として数えられません。次年度の契約で1等級上がります。(事故有係数適用期間はありません。)

※ノンフリート等級、事故件数によって保険料が変わりますのでご契約前にご自身で必ずご確認ください。ご不明な場合はご契約の損害保険会社等にお問合わせください。契約締結、証券発行後、契約等情報交換制度にて他の損害保険会社等との間で等級、事故件数確認を行います。その際に誤りが見つかった場合には、保険始期にさかのぼり訂正を行います(訂正に伴い保険料の追加、返還が必要となります。訂正後の等級や事故件数によっては補償内容を変更させていただきます場合がございます)。また、保険契約が解除となったり、保険金が支払われないことがあります。なお、等級、事故件数等の確認につきまして、日数を要する場合がございますので、あらかじめご了承ください(契約締結以降、保険期間が始まる前までの期間に事故が発生し事故件数が増えた場合など、契約内容に変更が生じた場合も同様に保険料の追加、返還の必要が生じますので必ずご連絡ください)。

## 10 ご契約に際しての諸注意

■**ご契約の二輪自動車(被保険二輪自動車)** ご契約の二輪自動車1台につき1つの自動車保険契約のみ締結することができます。お車の「用途車種」の区分は、自動車検査証等に記載の「用途」「自動車の種別」と異なり、原則として車両番号標の分類番号に基づき当社が定めます。

■**記名被保険者について** 記名被保険者とは、賠償責任条項における保険証券記載の被保険者のことをいいます。ご契約のお申込み(またはお見積り)の際に、二輪自動車の所有者または日常、二輪自動車を主に使用(運転)される方(原則として二輪自動車の所有者の同居の親族に限ります)の中から1名を「記名被保険者」として指定し、記名していただきます。ただし、契約者と記名被保険者が同じ場合には、記名する必要はありません。なお、免許証をお持ちでない方は記名被保険者になれませんので、ご注意ください。

※一部取扱い代理店によっては、記名被保険者を保険契約者に限らせていただく場合があります。

■**車両所有者** ご契約の二輪自動車の所有権を有する方(原則として自動車検査証または軽自動車届出済証の「所有者の氏名又は名称」欄に記載されている方となります。ただし、所有権留保条項付売買契約や1年以上を期間とする賃借契約の二輪自動車の場合は、買主や借主を車両所有者とみなします。)をいいます。

■**運転者年齢条件について** 記名被保険者やその配偶者およびそれらの方の同居の親族等(記名被保険者が法人の場合は、すべての方)の中で、ご契約の二輪自動車を運転される一番若い方の年齢に応じて運転者の年齢を設定していただくことで、保険料が割引となりますが、年齢条件を満たさない方が運転中の事故は原則としてお支払いできません。

※同居のご家族以外の方および別居の未婚のお子様は、年齢を問わず補償します(法人の場合を除く)。

※26歳以上補償の条件でご契約された場合には、記名被保険者の年齢に応じて保険料が異なります。記名被保険者の年齢は次の6つの区分に分かれます。

①30歳未満 ②30歳以上40歳未満 ③40歳以上50歳未満 ④50歳以上60歳未満 ⑤60歳以上70歳未満 ⑥70歳以上

	記名被保険者	記名被保険者の配偶者	記名被保険者またはその配偶者の同居の親族	左記の方の業務(家事以外)に従事する使用人	左記以外の方(別居親族、友人、知人など)
全年齢補償	年齢を問わず補償されます。				
21歳以上補償特約	21歳以上の場合は補償されます。			年齢を問わず補償されます。	
26歳以上補償特約	26歳以上の場合は補償されます。			年齢を問わず補償されます。	

### 【等級の引継ぎについて】

- ノンフリート等級は、記名被保険者が変更になった場合は、引継ぐことができません。ただし、同居の親族間の変更など一定の条件を満たした場合に限り、引継ぐことができます。
- 等級が1から5等級の場合は、記名被保険者が変更になっても、その変更がご契約の二輪自動車の譲渡以外の理由による場合は等級を引き継がなければならない場合があります。
- 他の二輪自動車の1から5等級の契約がある場合、他の二輪自動車から入替えられたお車は、その等級を引継ぐことがあります。
- 契約の満期日の翌日より起算して7日以内に継続の手続きがない場合、または解約日の翌日から起算して7日以内に新契約の手続きがない場合は等級の引継ぎができなくなります。なお、契約が解除された場合も等級の引継ぎができなくなります。
- ノンフリート等級制度は損害保険会社等によって一部異なる場合がありますので、割引等級を引継ぐことができない場合があります。

■**お申込みについて** ご契約の前には必ず「契約概要・注意喚起情報(重要事項説明書)」をご一読ください。また、各補償の保険金額、保険料につきましては、お客様のお見積条件によって異なりますので、見積書、申込書、ウェブサイト等でご確認ください。通信販売によるご契約のため、当社での聞き違い等によりご契約者の皆様にご迷惑をおかけしないよう、録音等通話記録をとっておりますのでご安心ください。なお、お申込みにあたっては、スーパー二輪自動車保険の普通保険約款および特約条項を承認し、申込書記載事項または電話等による確認・告知事項に相違ないことを確認のうえ、「契約概要・注意喚起情報(重要事項説明書)」を読み理解したうえで、保険契約を申込みものとします。前契約の適用等級・保険事故の有無等および事故発生の際に関係する損害保険事項について損害保険会社等との間で確認されることに同意するものとします。

●**新規契約の場合**…免許証、車検証、軽自動車届出済証および現在ご加入されている保険の証券(他社から当社へ切替えの場合)をお手元にご用意いただき、電話にて申込むことにより、ご契約を即時締結することができます。この場合、後日、保険証券および引受確認書が送付され、内容をご確認いただくこととなります。「契約概要・注意喚起情報(重要事項説明書)」は契約締結前に必ずお読みください。電話による契約の即時締結ができない場合には、スーパー二輪自動車保険申込書(車検証写、軽自動車届出済証写、前契約保険証券写等の附属書類を含む)を保険開始日前日までに当社へ到着するようにご返送ください。ご返送がありませんと、保険料のお支払いがありません。前契約の発行がされないばかりでなく、事故の際に保険金がお支払いできない場合や保険契約が解除(取消)となる場合がありますのでご注意ください。また、申込みのお手続きが既にお済みの場合であっても、保険料の払込期日より14日以内に保険料が払い込まれなかった場合は、書面による通知をもって既にお手続きを終えた契約を解除する場合がありますのでご注意ください。

●**継続契約の場合**…継続申込書によらず、電話、インターネット等により満期日(継続契約の開始日)までに継続契約の意思表示をすること、および保険料をお支払いいただくことで継続することができます。継続申込書を省略することができますので、申込書への捺印や返送などのわずらわしさがなくなります。ご継続の意思表示がない場合および保険料のお支払いがない場合には継続ができないことやノンフリート等級割引の引継ぎができないこと、保険金が支払われないことがありますのでご注意ください。※満期日(継続契約の開始日)までにご継続の意思表示がない場合でも保険料のお支払いがある場合には、継続の意思表示があったものとみなします。

※ご継続時の契約内容見直しにより、ご継続をお引受けできない場合があります。

※ご継続のお手続きが既にお済みの場合であっても、保険料の払込期日より14日以内に保険料が払い込まれなかった場合は、書面による通知をもって、既にお手続きを終えた継続契約を解除する場合がありますのでご注意ください。

※ご契約者様には、原則として保険契約の満了日の約60日前(環境により多少前後することがございます)にご継続手続きのご案内をいたします。重要なお知らせですので必ずご確認ください。また登録されたお客様の住所、電話番号、Eメールアドレスに変更が生じた場合は、速やかに書面またはEメールにより当社に連絡していただく(当社ウェブサイト上で修正いただくことも可能です)。ご連絡がない場合、当社からの重要なお知らせをご案内できないことがありますので十分にご注意ください。

※現契約期間中に保険金請求をいただいた場合には、原則、保険事故がある前提で継続契約のノンフリート等級を算出し、継続のご案内を送付しておりますので、ご了承ください。最終的に保険金請求を取り下げられた場合には、後日、継続契約のノンフリート等級を訂正させていただきます。

■**契約締結日について**…保険証券には契約締結日が記載されています。この契約締結日はお客様より契約のお申込みをいただき、当社においてその契約のお引受けをすることが決定した日となります。通常の場合、お電話で契約意思を確認した日、申込書が当社へ到着した日、パソコンで契約締結をした日、保険料の払込みがあった日のいずれか早い日が締結日となります。なお、お電話でお申込後にパソコンで締結された場合は、パソコンで締結した日が締結日となります。

### 【当社の相談・苦情受付窓口】

当社の業務に関するご相談、ご意見、苦情は、お客様相談室までご連絡ください。

お客様相談室 0120-860-697 受付時間:午前9時から午後5時(土日祝・年末年始等を除く)

### 【当社の契約する指定紛争解決機関】

当社は、法律に定められた指定紛争解決機関である一般社団法人保険オンブズマンと手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、解決の申立てを行うことができます。詳細はウェブサイト(<http://www.hoken-ombs.or.jp/>)をご覧ください。

保険オンブズマン 03-5425-7963 受付時間:午前9時から12時、午後1時から5時(土日祝・年末年始等を除く)